

上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付規則をここに公布する。

令和6年3月22日

上越市長 中川 幹 太

## 上越市規則第14号

### 上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、令和6年能登半島地震により影響を受けた小規模事業者等、商店街等組織等における販路開拓、賑わい創出を図るイベントの開催等を支援するために、予算の範囲内で交付する上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和6年能登半島地震 令和6年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和6年政令第5号）により指定された特定非常災害をいう。
- (2) 小規模事業者等 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）に定める小規模事業者及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人をいう。
- (3) 商店街等 商店街その他の商業の集積又は問屋街をいう。
- (4) 商店街等組織 次に掲げるものをいう。

ア 商店街等を構成する団体であつて、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書に規定する商店街組合又はこれを会員とする商工組合連合会において法人格を有するもの

イ 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

ウ ア又はイに類する団体であつて、規約等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるもの

- (5) 民間事業者 地域のまちづくり又は商業活性化の担い手として事業に取り組むことができる中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定

する者をいう。)又は団体(商店街等組織及び地方公共団体を除く。以下同じ。)であって、定款等により代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができるものをいう。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。

ア 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に、100%の株式を保有される中小・小規模事業者である場合

イ 県補助金の交付申請時において、確定している(申告済みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小規模事業者である場合

(6) 国補助金 国の小規模事業者持続化補助金<災害支援枠(令和6年能登半島地震)>交付規程(令和6年2月28日施行)に基づき、法人にあつては市内に事務所又は事業所を、個人事業者にあつては市内に住所を有し、又は市内に事務所若しくは事業所を置く者に対し、交付される補助金をいう。

(7) 県補助金 新潟県被災商店街再建支援補助金(にぎわい創出等事業)交付要綱(令和6年2月28日施行)に基づき、市内の商店街等組織又は市内商店街等組織と民間事業者の連携体に対し、交付される補助金をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 国補助金又は県補助金の交付確定を受ける者

(2) 市税等を滞納していない者

(3) 暴力団(上越市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年上越市条例第34号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、国補助金又は県補助金の交付確定額の算定の基礎となった補助対象経費(ただし、補助対象経費における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を除く。)とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費から国補助金又は県補助金の交付確定額を減じて得た額に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とし、25万円を限度とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助対象者は、上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、国補助金又は県補助金の交付確定の日から起算して30日を経過する日又は令和7年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 国補助金又は県補助金の交付申請書(変更等承認申請書を含む。)及びその添付書類の写し
- (2) 国補助金又は県補助金の交付決定通知書(変更等承認通知書を含む。)及び交付決定通知書の写し
- (3) 国補助金又は県補助金の実績報告書及びその添付書類の写し
- (4) 市長が別に定める納税等状況調査承諾書
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付<sup>決定</sup>通知書(第2号様式)<sub>却下</sub>により通知するものとする。

(決定の取消し)

第7条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 国補助金又は県補助金の返還事由に該当したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 交付決定を受けた者は、前項第1号に掲げる場合に該当したときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、前条の規定により当該補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

年 月 日

（宛先）上越市長

郵便番号

住所

申請者名称等

代表者氏名

電話番号

上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付申請書

次のとおり上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金の交付を申請します。

1 交付申請額

|  |   |
|--|---|
| ① 国補助金又は県補助金の補助対象経費の合計額                                  | 円 |
| ② 国補助金又は県補助金の交付確定額                                       | 円 |
| ③ $(① - ②) \times 1/2$ の金額                               | 円 |
| ④ 交付申請額 ③の金額（1,000円未満切捨て）<br>（25万円を超える場合は、25万円が上限となります。） | 円 |

2 添付書類

- 国補助金又は県補助金の交付申請書（変更等承認申請書を含む。）及びその添付書類の写し
- 国補助金又は県補助金の交付決定通知書（変更等承認通知書を含む。）及び交付決定通知書の写し
- 国補助金又は県補助金の実績報告書及びその添付書類の写し
- 市長が別に定める納税等状況調査承諾書
- その他（ ）

第2号様式（第6条関係）

上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金交付 <sup>決定</sup>通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付で申請のあった上越市令和6年能登半島地震復興支援補助金  
と お り 決 定  
の交付について、次の <sup>理由により申請を却下</sup>したので通知します。

|    |           |   |
|----|-----------|---|
| 決定 | 交 付 決 定 額 | 円 |
|    | 交 付 条 件   |   |
| 却下 | 理 由       |   |